

第 8 次静岡県保健医療計画の策定

1 計画の概要

計画期間	平成 30 年度からは 6 年間（※医療法改正（医療計画の期間を 6 年間にし、介護保険事業支援計画の改訂サイクルを合わせる）への対応）				
二次医療圏	入院医療の提供体制を確保するための一体の区域（現在：8 圏域）				
基準病床数	病床整備の上限値（療養病床及び一般病床、精神病床、結核病床、感染病床ごと設定）				
必要病床数 (2025 年)	高度急性期	3,160 床	急性期	9,084 床	在宅医療等の必要量（人/日） 40,093（うち訪問診療分：17,305）
	回復期	7,903 床	慢性期	6,437 床	
医療連携 体制の構築	・ 7 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、喘息、肝炎、精神疾患）				
	・ 5 事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）				
	・ 在宅医療（在宅医療の体制整備、在宅歯科の体制整備、薬局の役割、リハビリ）				

2 次期計画策定に当たっての留意事項

(1) 地域医療構想を前提とした計画策定	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想の実現に向けて 2025 年を見据えた長期的な施策を検討
(2) 計画の構成	<ul style="list-style-type: none"> 各圏域の取組に重点化（7 疾病 5 事業及び在宅医療に係る医療連携体制の構築等） 今後、高齢化に伴い増加する疾病対策を追加（ロコモティブシンドローム、フレイル等）
(3) 計画策定体制	<p>地域医療構想調整会議と医療審議会計画策定作業部会との連動性を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想調整会議における協議の促進 医療審議会計画策定作業部会において「全県の調和」を図る
(4) 介護保険事業（支援）計画との整合性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 医療、介護両計画の整合性確保のため、医療介護関係者による協議・調整の場を設置 地域医療構想における「慢性期」、「在宅医療等」の需要推計を踏まえ、必要量に対する供給量の調整とともに、切れ目ない医療・介護連携体制を検討
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> 「ふじのくに健康増進計画アクションプラン」、「がん対策推進計画」など、同時改定される他計画との整合性を確保

